

第2回 『福岡市立霊園における合葬墓等構想委員会』 議事要旨

1 日時・場所

平成29年10月3日（火）

現地視察： 9：30～12：00（平尾霊園，西部霊園，三日月山霊園）

会 議： 13：15～15：15（福岡市役所15階1504会議室）

2 出席者

（委員）

朝廣委員長，小谷副委員長，愛智委員，白川委員，八島委員

（その他）

本市関係課，事務局及び関係者

（傍聴人）

なし

3 議題

福岡市立霊園における合葬墓等構想について

- ・ 検討の背景
- ・ 市立霊園を取り巻く現状と課題
- ・ 他都市における合葬墓等の導入状況
- ・ 今後の市立霊園の整備・運営の基本的な方針

4 要旨

- ①承継を前提としないお墓である合葬墓の市民からの要望は多く，反対意見も少ないため，合葬墓の導入は必要である。
- ②合葬墓の他都市における導入事例をまとめて，メリット・デメリットを整理した上で，具体的な合葬墓の形態や中身などについて検討を行い，福岡らしい合葬墓の在り方を目指していくべきである。
- ③亡くなった人の個性を尊重するためにも，遺骨は合葬する前に一定期間置いた後に，合葬していくという流れがスムーズである。
- ④今後，合葬墓を運営していくためには，祭祀継承権により遺骨を取り出さなければならないケースが発生することも考慮に入れなければならない。
- ⑤無縁者・有縁者の区別など，誰が合葬墓に入れるかについて整理が必要である。
- ⑥各用語について市民に分かりやすい形で定義をまとめる必要がある。

5 主な発言について

1章 「検討の背景」について

- ・「身寄りがなく自身の死後に不安を持つ市民が増大している」訳ではなく、実際は身元不明の人はほとんどいなくて、名前も親戚も分かっているけれども、親族等の関係が希薄であり、遺骨の引き取り手がない、というのが実情である。
- ・市民の合葬墓に対する評価について、合葬墓の導入を「やむを得ない」とした回答を肯定的と捉えているが、これは違和感を感じる。むしろこのアンケートの捉え方は「ふさわしくない」と回答した合葬墓に対する反対者が4.4%と非常に少ない、という解釈が皆受け入れやすいと思う。
- ・合葬墓に関する情報を市民へ提供する際の、その仕方・内容については、誤解を招かないようにする

2章 「市立霊園を取り巻く現状と課題」について

- ・今後の指定管理者導入等の運営体制を考える際に、使用料等の歳入と管理費等の歳出について整理を行うことで合理的な説明が可能となる。
- ・収入が「何に利用されているのか？」といった利益の構造・目的をはっきりとさせる必要がある。

3章 「他都市における合葬墓等の導入状況」について

- ・他都市の事例がこれだけ数があるので、福岡市に導入する合葬墓を考える際には、他都市のいいところと悪いところをまとめて、この事例をもってここをこう変えて福岡市方式にする、などと個別積み上げ方式で検討されると理解が深まると思う。
- ・他都市の事例の中に樹木葬の例があるが、日本人の「自然への崇拜」という背景はあるが、シンボルの対象として何を用いるかは十分に吟味する必要がある。
- ・樹木は生き物でありいつかは枯れるものなので、樹木葬のように樹木という生き物に象徴性を見出すのは難しい。それならば樹木単体ではなく、樹林や山などのゾーンとして捉えることで背景となる緑豊かな緑地を活用できると思う。

4章 「今後の市立霊園の整備・運営の基本的な方針」について

- ・「収蔵」と「埋葬」が言葉の整理がごっちゃになっている。
- ・用語の定義が難しいので、福岡市の定義はこうですよ、と用語集みたいなものでまとめないと、議論が発散してしまう。
- ・民法の親族規定で継承権は6親等まで可能なので、無縁化防止のためにも、けっこう遠い血縁者でも墓に入れるということをもっと広く市民に周知したらよい。
- ・「普通墓」「納骨堂」「合葬墓」と表のように分けるのは違和感がある。合葬墓の特徴は、継承を前提とするか否かであるため、形状で分類するのは不適切である。

- ・納骨堂と合葬墓の比較について、一般的知識として理解されていないと思うので、考え方を整理するためにも、周知を図り市民に理解してもらうことが重要である。
- ・直接合葬か一定期間骨壺を保存するかで市民のイメージは大きく違ってくると思う。
- ・一定期間骨壺を保存している状態で、遺骨は出さないけど一定期間はとってある、ということが市民には分かりにくくもあり、共有理解が進まない根本的なところではないか。
- ・合葬前の一定期間の保存はある程度なら理解できるが、他都市の例のように30年等の長い期間の保存は理解できない。
- ・最終的に合葬するとなると、その方の個性の消失につながるわけで、やはりある一定期間は個性を残しておく必要性から、直接合葬前の一定期間の保管期間が生じたのではないか。
- ・亡くなってから一定期間はその方の個性があるという社会的な考え方があるのならば、それを尊重してほしい。
- ・ある程度の期間を経て、全部合葬していくという形が一番抵抗ないのではないだろうか。
- ・合葬墓は「個別に墓参は出来ない」と強調されているが、誰がどこに祀られているか分かるのか、亡くなった方の名前までも伏せるのか、というのは大きな違いと思う。
- ・定義、承継がポイントであって、合葬墓の形態は様々であり、亡くなった方の名前をどうするか、や最初から合葬なのか、一定期間置いてからなのか、について数多くの選択肢がある。
- ・亡くなった方の名前、個性はその人の象徴であり、亡くなった方の名前のプレートをどの期間まで残すか、集合的に一緒にしてしまうのか、消すか、そこが問題である。
- ・社会で支えるということが基本的方針にあるが、その社会の範囲を規定した方がいいと思う。
- ・祭祀継承権の規定により亡くなった方の骨の所有権が祭祀継承者に発生するため、合葬した後でも福岡市に骨を返してほしいと言われた場合には、福岡市にはその返還の義務が発生する。そのトラブルを未然に防ぐためのスキームを考える必要がある。
- ・祭祀継承権が続くのであれば、やはり何かあったときに取り出せるようにそういう可能性は覚悟しておく必要がある。
- ・承継者を必要としない合葬墓は必要である。その上で、いくつもある合葬墓の中身や形態などについて、次回詰めていって欲しい。
- ・合葬墓の形態は多岐に渡るので、色々な選択肢を用意した方がいいと思う。
- ・市民の一人として、無縁の方が入る墓と有縁の方が入る墓は分けてほしい、という意識はある。

-
- ・次回話し合う合葬墓の形態としては、例えば平尾霊園だったら入口付近に個別に合葬墓があって、一定期間たったら鴻巣山と一緒にするゾーンがあるとか言った組み合わせも可能かもしれない。
 - ・山があるのは福岡市のいいところと思うので、その立地を活かした福岡市らしいお墓の在り方を目指してほしい。ゆるやかな地域社会形成が福岡市ならではで、緑のボランティアも増えるかと期待したい。
 - ・合葬墓の整備だけの議論ではなく、せっかくの機会なので、緑の質や緑を活かす手法についても同時に考えてほしい。
 - ・福岡市独自の合葬墓の考え方、運営の仕方について明確にすべきである